

# 質問票に対する回答

## ① 特別区制度の意義・効果等

## 5. 大阪府・特別区(一部事務組合含む)間の役割分担について

	質問要旨	回答要旨
1	<p>・三重行政になるのでは。</p>	<p>・大阪府と特別区、一部事務組合で役割が重なり合うことはなく、「三重行政」になるということはありません。</p> <p>・特別区の設置にあたっては、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務は大阪府、住民に身近な事務は特別区と、役割分担を徹底しています。特別区の事務のうち、専門性、公平性、効率性の確保が特に必要なものについては、一部事務組合として特別区が共同して実施することとしています。</p>
2	<p>・大阪市が4特別区になると、二重行政どころか四重行政、五重行政にならないか。</p> <p>・たとえば災害時に各々対応が異なり、收拾がつかなくなることはないのか。</p> <p>・例えば都市計画では、大阪市で決定していたものが広域は大阪府に、地域は特別区に分かれることで、新たな二重行政が発生するのではないか。</p>	<p>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)により、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することにより、二重行政は将来にわたり解消されます。大阪府と特別区のそれぞれの役割分担に応じて適切に判断していくこととなります。</p> <p>・大阪市をなくし4つの特別区が設置された後は、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、基礎自治行政に専念し、知事が広域行政を一元的に担うことで、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、きめ細かく、機動的に対応することで、住民サービスが最適化されると考えています。</p> <p>・大阪府と特別区、一部事務組合で役割が重なり合うことはなく、「四重行政」、「五重行政」になるということはありません。</p> <p>・特別区の設置にあたっては、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務は大阪府、住民に身近な事務は特別区と、役割分担を徹底しています。特別区の事務のうち、専門性、公平性、効率性の確保が特に必要なものについては、一部事務組合として特別区が共同して実施することとしています。</p>
3	<p>今まで市長1人でも大阪府と合わさない、決められないのに、4人の区長と大阪府で今後どうやって決めていくのか。</p>	<p>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することにより、二重行政は将来にわたり制度的に解消されます。4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</p> <p>・なお、特別区と大阪府の役割分担に応じて財源を配分されるため、住民サービスの水準は維持できる仕組みとなっています。</p> <p>・大阪府は、大阪の成長に向けた司令塔として、大阪全体の視点で、大阪の成長・発展、圏域の安全・安心に関する取組みを迅速・強力かつ効果的に進めていきます。</p> <p>・また、大阪市が担ってきた役割を果たすため、役割分担に応じた財源配分を行います。</p> <p>・なお、大阪府と特別区、特別区相互間の意見の調整のための仕組みとして、法律に基づき、大阪府・特別区協議会(仮称)が設置され、必要に応じて調整が図られることとなります。</p>

	質問要旨	回答要旨
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長と知事が対立したらどうなるのか。</li> <li>・現在の知事と市長の連携機動力の高さは、1対1だからこそその強みと理解。知事との連携が新4区長の合議制となることで、機動力は落ちる懸念はないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)は、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、広域機能を大阪府に一元化することにより、二重行政は将来にわたり制度的に解消されます。</li> <li>・なお、大阪府と特別区、特別区相互間の意見の調整のための仕組みとして、法律に基づき、大阪府・特別区協議会(仮称)が設置され、必要に応じて調整が図られることとなります。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーチャル都構想は、知事・市長の個人的関係性に基づくとのことだが、府議会・市会の構成、府職員・市職員の関係性なども関係するのではないか。</li> <li>・将来的に、府と特別区が仲が悪くなる可能性が非常に高いと理解。可能性が低いのであれば都構想は不要ということか。</li> </ul>	<p>現在は、知事・市長の方針が一致することで大阪府と大阪市における広域行政について連携が強化され、二重行政の解消が一定進んでいますが、同じ考えをもつ人間関係によるものと考えています。知事・市長の人間関係によらず、二重行政を将来にわたって制度的に解消するためには、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)が必要と考えています。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区と区の連携はできるのか。縦割りとなるのではないか。</li> <li>・特別区の区議会が大阪府や他の3区の区議会と異なる政策を施した場合、不当な扱いを受けることはありませんか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの特別区を設置することで、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、地域の実情に応じたきめ細かな住民サービスを提供することが可能になると考えています。</li> <li>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となるため、収支格差が生じることのないよう調整され、大阪府が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分する仕組みとなっています。</li> <li>・なお、大阪府と特別区、特別区相互間の意見の調整のための仕組みとして、法律に基づき、大阪府・特別区協議会(仮称)が設置され、必要に応じて調整が図られることとなります。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット15ページ、意思決定のスピード化の中で、大阪府議会に一元化とあるが、特別区の区議会は議決に反映されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)では、広域機能と基礎自治機能の役割分担を徹底し、大阪府は大阪全体の都市の発展、安全、安心にかかわる事務などを担い、各特別区は中核市並みの権限を基本として、都道府県や政令指定都市の権限であっても住民に身近な事務については処理することとしています。</li> <li>・広域的な事務については、大阪府の事務となるため、当該事務に関する条例や予算などの議決は、大阪府議会が行います。</li> <li>・一方、特別区においては、選挙で選ばれた区長と区議会のもと、独自の予算や条例を定め、区政全般において、地域の声にきめ細かく対応して決定できるようになります。</li> </ul>
8	<p>大阪市が4特別区になると、大阪府の意見の申し入れができなくなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府内の自治体である関係は変わらないので、意見の申し入れは可能です。</li> </ul>
9	<p>市民からみて問題と感じたことは、区長・知事のどちらに意見が届くことになるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域行政に関することは知事、基礎自治行政に関することは特別区長が、それぞれの役割分担に応じて対応することとなります。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
10	<p>現在、府と市の港湾局が一体化しているが、特別区設置後、港湾局の運営はどうなるのか？大阪港の存在する区が、府の方針と異なる方針で進むことはないのか？</p>	<p>港湾管理については、国際競争力があり、利用者ニーズに合った使いやすい港をめざして、2020(令和2)年10月から、大阪市と大阪府の港湾局を統合した「大阪港湾局」を共同設置し、大阪港と府営港湾(堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港、深日港)を一元管理しています。特別区設置後、「大阪港湾局」は大阪府へ移管されますので、大阪府の権限と責任のもと、「大阪港湾局」が大阪港を管理運営していくことになります。</p>
11	<p>・特別区になることで、現大阪市内の文化、教育面でのメリットがあれば教えてほしい。</p>	<p>・大阪市が行ってきた文化事業のうち、「大阪市立美術館の魅力向上」や「文楽を中心とした古典芸能振興事業」といった大阪全体の文化の育成・推進にかかるものについては、大阪府が行うことで、国内外にその魅力を発信し、大阪の成長、都市の発展に寄与していくこととしています。</p> <p>「青少年芸術体験事業」や「地域等における芸術活動促進事業」といった地域に密着した文化事業は特別区で行うことで地域の実情に応じた文化施策をよりきめ細かく展開していくこととなります。</p> <p>・教育については、特別区ごとに教育委員会が設置され、それぞれが小・中学校を管理・運営し、これまで以上に学校現場に近いところで教育方針を決定し、よりきめ細かな学校運営・学校サポートをする体制となります。</p>